

議案第 2 号

藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育委員会（）」を「又は教育委員会（）」に、「、教育委員会規則」を「又は教育委員会規則」に改める。

第4条の見出し中「指定管理者の」の次に「候補者の」を加え、同条中「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長等は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、藤岡市指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

第12条中「もの」を「者」に、「知りえた」を「知り得た」に改める。

第13条中「かかわる」を「係る」に改める。

第14条を第21条とし、第13条の次に次の7条を加える。

（指定管理者選定委員会の設置）

第14条 市長は、市長等が第4条第1項（第5条において準用する場合を含む。）の規定による選定をしようとするときは、当該施設ごとに、藤岡市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、その設置に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(所掌事務)

第15条 委員会は、第4条第2項(第5条において準用する場合を含む。)の規定による市長等の諮問に応じ、指定候補者の選定に関し調査審議する。

(組織)

第16条 委員会は、当該施設の規模及び機能を考慮し、市長が必要と認める数の委員をもって組織する。この場合において、次条第1項第2号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員の数は、2人以上とする。

(委員)

第17条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市職員

(2) 学識経験を有する者その他市長が必要と認める者

2 委員は、第14条第2項の規定により委員会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第18条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(意見の聴取等)

第20条 委員会は、指定候補者の選定に必要と認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

農地利用最適化推進委員	年額	328,000
-------------	----	---------

」を

「

農地利用最適化推進委員	年額	328,000
指定管理者選定委員会委員	日額	7,200

」に

改める。